

令和2年4月20日

保護者各位

羽曳野市市長公室こども未来室こども課

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による「特別保育」の実施について

平素より本市保育行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「緊急事態宣言」が発令される中、新型コロナウイルスの感染者が急増しています。

保育施設等においては、引き続き、開所をしておりますが、皆様には家庭保育への協力をお願いしているところです。この度、感染が拡大していることを受けて、感染拡大防止対策をより一層徹底するため、市内の保育施設等において、下記のとおり対象園児を限って受け入れる「特別保育」を実施いたします。

記

1. 実施期間

令和2年4月22日（水）～5月6日（水・祝）まで

※5月6日以降も延長する場合がありますので、ご了承ください。

2. 特別保育を提供する園児

次のいずれかに該当し、家庭において保育する者がいない園児

①医療関係の業務に従事している方

②社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方

・生活必需品販売 ・飲食店 ・宿泊施設 ・交通機関 ・工場

・金融機関 ・官公署 等

③ ①又は②に該当しないが、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方

3. 利用方法

特別保育を希望する初日に別紙「特別保育申出書」を各施設にご提出ください。

担当（お問合せ）

羽曳野市市長公室こども未来室

こども課 教育保育給付担当

TEL 072-958-1111(内線 1231, 1233, 1235, 1254)